

福井県優秀建設現場施工者知事表彰実施要領

(目的)

第1 建設現場において従事している優秀な施工者を表彰し一定の評価を与えることにより、施工者自身の施工意欲の増進を図り優良な工事を実現するとともに、優秀な現場施工者を確保、育成し建設業の発展に資する。

(表彰の対象)

第2 表彰の対象は、建設現場において工事施工に直接従事している個人で、技術・技能および人格等に優れている15年以上の経験を有し、原則として年齢40才以上60才以下の者とする。

(表彰基準)

第3 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- (1) 技術・技能が優秀である者
- (2) 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者または建設工事に相当の実績のある者
- (3) 後進の指導・育成に努めている者
- (4) 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
- (5) 他の建設現場従事者の模範である者

(被表彰者の推薦)

第4 被表彰者は、建設業者団体または発注機関の長の推薦に基づき、知事が選考の上決定する。

第5 第4の推薦は、建設業者団体にあつては(1)から(8)まで、発注機関の長にあつては(1)および(9)の書類を知事に提出して行うものとする。

- (1) 推薦書(様式1)
- (2) 審査表(様式2)
- (3) 推薦基準調書(様式3)
- (4) 経歴書(様式4)
- (5) 会社概要調書(様式5)
- (6) 身元証明書
- (7) 戸籍抄本
- (8) その他参考となる資料(作品写真、新聞記事、会報等)
- (9) 推薦理由書(発注機関の長用)(様式6)

(被表彰者の決定)

第6 被表彰者は、第4の規定により推薦のあった者のうち、次のいずれにも該当しない者から決定する。

- (1) 罪を犯した者および犯罪容疑者等で表彰することがふさわしくない者
- (2) 過去に当該要領に基づき表彰を受けた者
- (3) 過去に叙勲、褒章または優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた者

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、優秀施工者国土交通大臣顕彰実施要領の例によるものとし、必要な事項は別途土木部長が定める。

附則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。